

## ゴルフ場利用税の堅持を求める緊急要望

県税であるゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されています。神奈川県におけるゴルフ場利用税の税収額（平成25年度）は約16億円で、このうち県内市町村への交付額は約12億円に達しており、ゴルフ場所在自治体にとって極めて貴重な財源となっています。

ゴルフ場所在自治体は、ゴルフ場の開発に係る住民調整に始まり、ゴルフ場が存在することによる様々な行政需要に誠実に対応してきました。ゴルフ場利用税は、こうした行政需要の対価として、その存続が認められてきたものです。

また、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者等の非課税措置に加え、スポーツ振興の観点からも、競技大会・学校教育の場合の課税免除など、十分な配慮がなされています。

仮にゴルフ場利用税が廃止されれば、地方創生に係る各種施策の推進への影響も懸念され、その理念にも逆行するものとなります。

以上の点をご賢察いただき、ゴルフ場利用税の堅持に向けてご尽力くださいますよう強く要望いたします。

平成26年12月25日

衆（参）議院議員

様

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県市長会会長

海老名市長 内野 優

神奈川県町村会会長

清川村長 大矢 明夫